

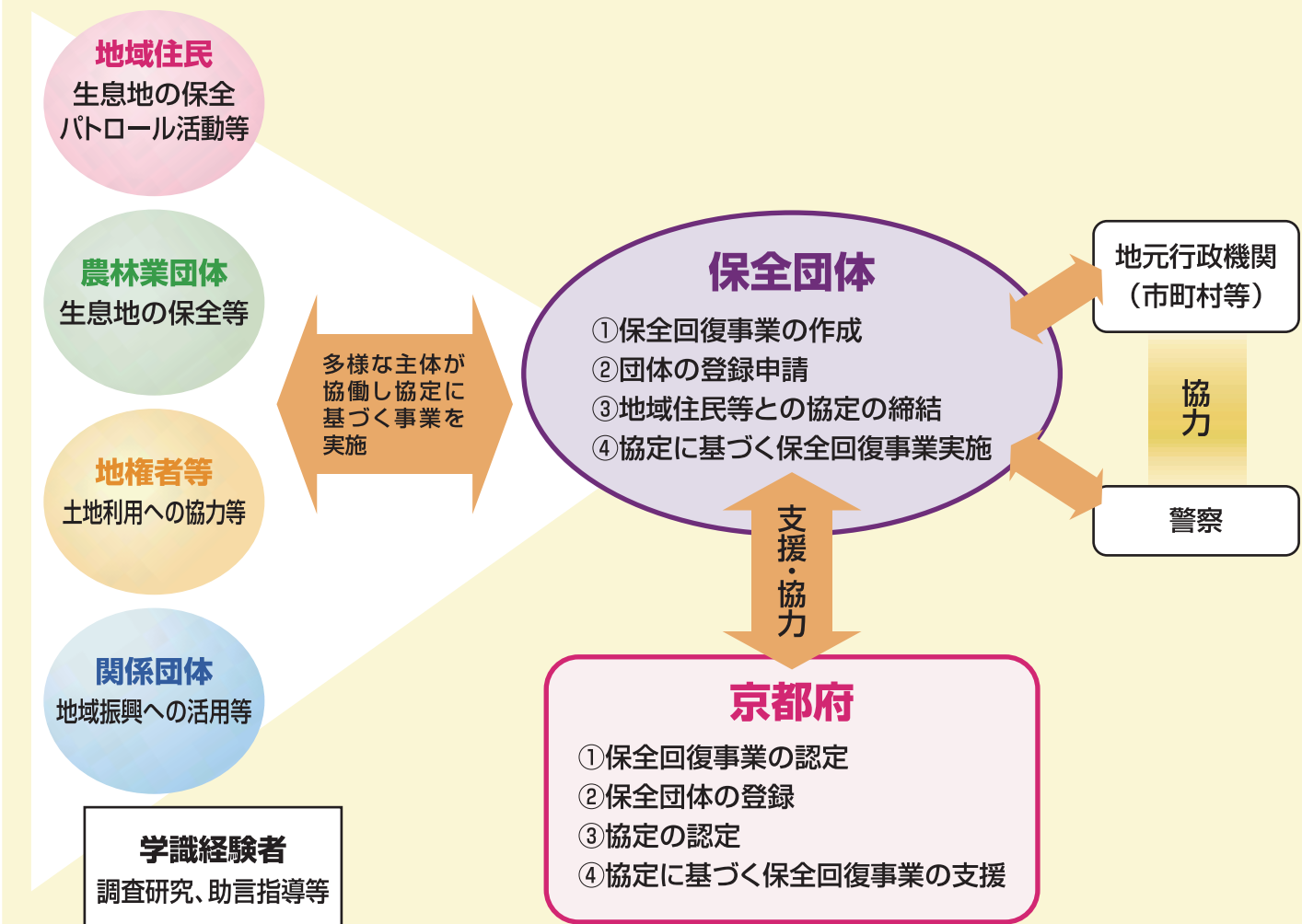
府民協働で指定希少野生生物を保全する取組をどのように進めるのでしょうか。

地域において多様な主体が協働して、指定希少野生生物を保全する取組を推進します。

指定希少野生生物の生息地等を保全するためには、府など行政だけでなく、地域住民、保全団体、関係団体などの多様な主体が協働して一体的に取り組むことが効果的です。

府では、全国初の取組として、協働の要となる保全国体を登録し、このような地域住民等との協働による保全回復事業を支援します。

地域住民等との協働による保全回復事業の仕組み（イメージ）



○府は、登録団体が地域住民等との協働を進めるに当たって、情報提供や広報などにより支援を行います。

○また、保全団体等が協定に基づく保全回復事業を実施するに当たって、捕獲禁止などの規制の適用を除外するなどの配慮を行うほか、情報提供その他の支援を行います。

○さらに、このような府民、保全団体、行政などが広く連携・協働して絶滅のおそれのある野生生物の保全に取り組んでいくための推進体制を整備します。



その他、保全に関する様々な取組を進めます。

○絶滅のおそれのある野生生物に影響を与える外来生物に関する調査を行い、外来生物に関する施策を実施する市町村への助言を行うなど必要な措置を講じるよう努めます。

○野生生物の保全に関して識見を有する方を希少野生生物保全推進員に委嘱し、府民への啓発や、希少野生生物に関する調査などを行っていただきます。

○府は、絶滅のおそれのある野生生物を保全する活動を支える人材の育成や、府民・事業者の皆さんの理解を深めるため、啓発や知識の普及に努めます。

条例の規定に違反する行為を行った場合、罰則を科されます。

○指定希少野生生物を条例に違反して捕獲した場合や、生息地等保全地区内で許可を受けずに開発を行った場合など、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。



お問い合わせ先

京都府文化環境部環境・エネルギー局自然環境保全課
自然環境担当

TEL 075-414-4706 FAX 075-414-4705

E-mail shizen-kankyo@pref.kyoto.lg.jp

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例については、府ホームページでも御覧いただけます。

<http://www.pref.kyoto.jp/kisyosyu/index.html>

京都府 絶滅のおそれのある野生生物の 保全に関する条例



京都府

京都の自然200選 ヒタサンショウウオ等が生息する磯砂山系の河川上流とその周辺の湿地帯

なぜ条例を制定するのでしょうか。

生物多様性保全の動き

我が国では、平成4年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)が制定され、全国的に希少な動植物の種を対象に、捕獲等の規制と保護増殖の取組が進められています。

同年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議(世界地球サミット)」において「生物多様性条約」の署名が開始され、我が国は、平成5年にこの条約を締結しています。

現在、この条約に基づき、平成7年に「生物多様性国家戦略」が関係府省連携で策定され、その後、平成14年と18年に見直しが行われ、平成24年には「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。生物多様性国家戦略に基づき、種の保存や里地里山の保全と持続的利用、自然の再生・修復などが総合的に進められています。

野生生物を取り巻く現状

「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性にとって、

- 第1の危機 開発など人間活動による危機
- 第2の危機 自然に対する働きかけの縮小による危機
- 第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機
- 第4の危機 地球環境の変化による危機

の「4つの危機」があることが示されています。

京都府における絶滅のおそれのある野生生物

京都府内に生息・生育する野生生物は生態系の重要な構成要素であり、自然環境の一部として豊かな府民生活の実現に欠かすことのできないものですが、京都府レッドデータブックでは、府内に生息・生育する野生生物(約1万1千種)のうち、約950種が絶滅寸前種又は絶滅危惧種とされています。

府内の希少な野生生物を保全し、府内各地域固有の生物多様性を適切に保全することが緊急の課題です。

そこで、これらの野生生物の種を絶滅の危機から救うために必要な手だてやルールを作り、行政と府民、野生生物の保全活動を行う団体、事業者などが協働して、「4つの危機」を克服し、野生生物の保全に取り組んでいくため、府内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物の保全に関し必要な事項を定め、府民等の協働の取組を推進する条例を制定しています。

京都府内において「絶滅のおそれのある野生生物」の例



オオキンレイカ
(絶滅寸前種)



コミミスク
(絶滅危惧種)



オオクワガタ
(絶滅寸前種)



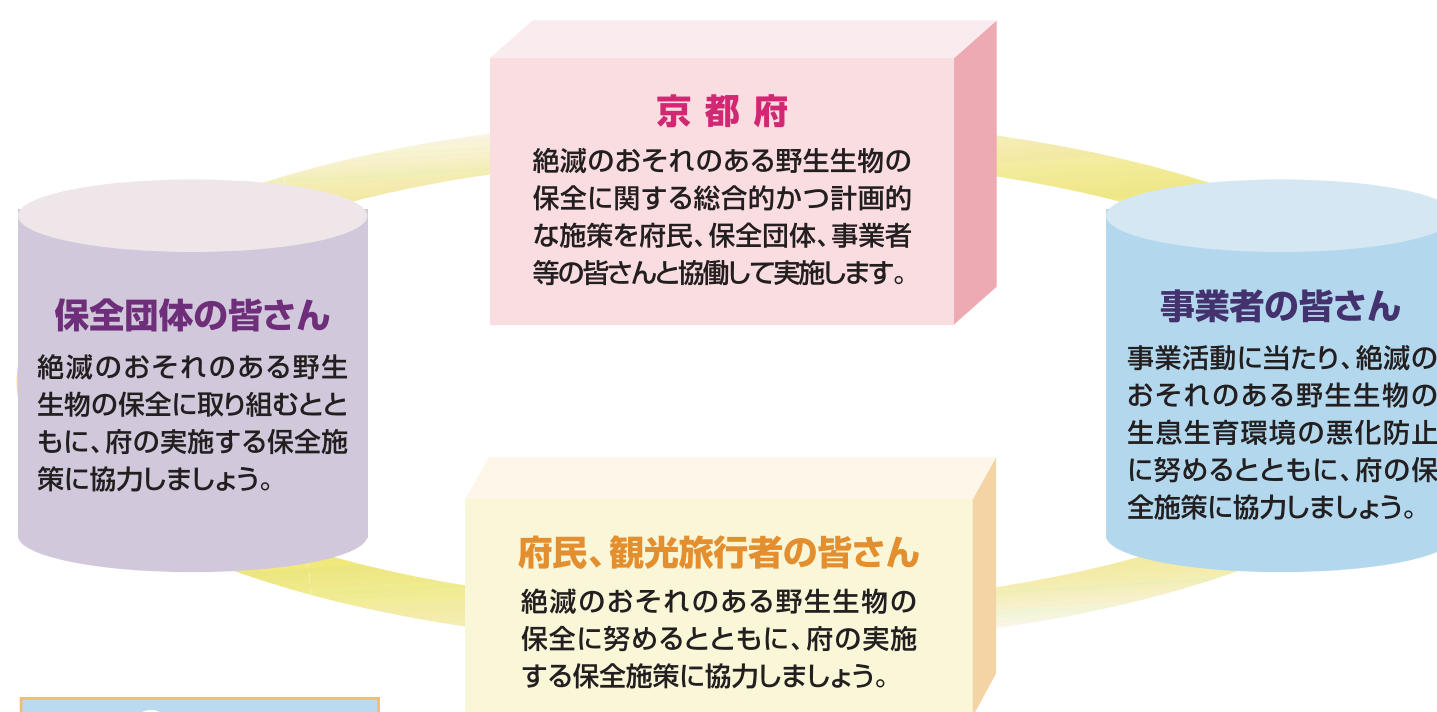
オニバス
(絶滅寸前種)



アユモドキ (絶滅寸前種)

保全のため、どのような対策が講じられるのでしょうか。

絶滅のおそれのある野生生物の保全について、それぞれの立場に応じた責務を定めています。



開発事業等における配慮

- 府は、計画策定及び実施に当たって、絶滅のおそれのある野生生物への影響を回避するよう努め、必要な措置を講じます。
- 事業者の皆さんは、計画策定及び実施に当たって、絶滅のおそれのある野生生物への影響を配慮するよう努め、必要な措置を講じるよう努めましょう。

「指定希少野生生物」を指定します。

絶滅のおそれのある野生生物のうち、特に保全を図る必要があると認めるものを「指定希少野生生物」に指定します。

指定に当たっては、府民の皆さんからの提案もいただきながら、専門家の科学的な知見等をもとに選定します。



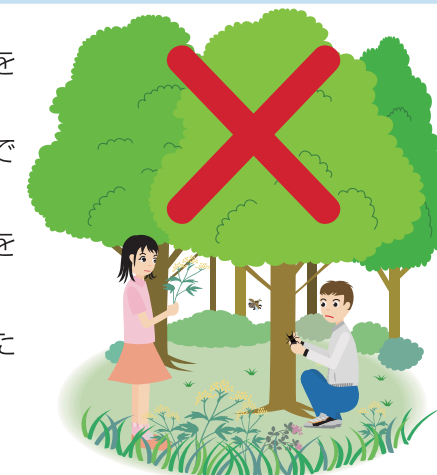
どのような野生生物が指定希少野生生物に指定されるのでしょうか？

京都府レッドデータブックで「絶滅寸前種」「絶滅危惧種」に位置づけられている種の中から、規制措置により効果的に保全対策が図られるものや、保全の取組が期待できるもの、全国的にも希少な種で主要な生息地が府内に存在するものなどを優先的に指定していくことになります。



指定希少野生生物の取扱を規制します。

- 指定希少野生生物の生きている個体(規則で定める卵、種子を含む。)を捕獲・採取、殺傷・損傷することが禁止されます。
※学術研究等の目的の場合には、知事の許可を受けて捕獲等を行うことができます。
- 指定希少野生生物の繁殖を保護するため、知事が定める場所にある巣を知事が定める期間に破壊したり損傷したりすることが禁止されます。
- 条例に反して捕獲等された個体やその加工品等を所持したり、譲り渡したりすることや、販売の目的で陳列又は広告することが禁止されます。



指定希少野生生物の保全のため、必要がある場合は、生息地等保全地区を指定し、区域内の土地の改変等を規制します。

監視地区

建築物の新築等、土地の開墾、土石採取などの開発行為には届出が必要です。

管理地区

建築物の新築等、土地の開墾、土石採取、木竹伐採、餌付け、他地域からの同種の導入などには許可が必要です。

立入制限地区 地権者の同意を得て立入制限措置



●管理地区

生息地等保全地区の中で希少野生生物の保全のため特に必要があると認める区域。営巣地や産卵地、重要な餌場などその種の生育・生息にとって重要な区域を指定します。

●監視地区

生息地等保全地区の中で管理地区以外の区域。管理地区の緩衝地帯として保全が必要な区域です。

●立入制限地区

管理地区のうち、生息・生育環境を維持する上で立入を制限する必要がある場所を指定する場合があります。

保全回復計画を作成し、総合的かつ計画的に指定希少野生生物の保全を図ります。

○府は、指定希少野生生物の繁殖の促進や、生息・生育地の整備など指定希少野生生物の保全を図るために必要な対策を取りまとめて種ごとの**保全回復事業計画**を作成します。

○府は、保全回復事業の効果を検証するため定期的に調査を行います。